

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市中397 埼玉土建三郷支部気付

No.16  
2010年12月15日発行



## 冷たい被告三郷市政 被たい保護行政

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論・3回の証人尋問が行われています。

11月29日の第16回は、被告である三郷市のケースワーカー2人が、原告に関わった時系列順に証人尋問に立ちました。

次回の2月9日証人尋問は、生活保護受給後の転居指導と、転居先自治体への移管をしなかった問題が取り上げられます。次回傍聴をお願いします。

### さいたま地裁へ10,691筆の署名提出

支援する会は、07年から「公正な審理と判決を求める要請」署名に取り組み、今までさいたま地裁に2回提出を行っていません。11月29日の裁判前に、3回目分として10,691筆を裁判に提出しました。3回合計では、33,276筆を提出しています。

**公正判決求める署名  
さいたま地裁へ提出**

**三郷市証人尋問  
ポイント**

裁判は、11月29日午後13時30分から始まり、傍聴者48名の参加でした。

今回、証人尋問に当たったのは、面接記録が残っている05年11月9日と06年6月21日（申請受理）のケースワーカーです。

原告代理人が、聞き出そうとしたポイントは、「一人目証人の面接時（05年11月）と、二人目証人の面接時（06年6月・申請受理）」と、原告が要保護状態にあることには、変わりはありません。また、

原告の厳しい暮らしぶり、一人目証人の面談時以前から続いていたことを確認し、担当面接官が十分な聞き取りや申請手続きを怠ったこと。06年6月の面談時は、弁護士同行で保護申請をすることができたこと。」です。

**一人目証人**

証人は、原告・夫は白血病で収入がないこと、息子の収入は10万円、長女の仕送り月5万から8万、家賃は8万でその年の3月から滞納、預貯金や生命保険はない、9月に自己破産し車を手放している事を確認しての面接。

### 第十七回裁判・証人尋問と宣伝

日時：二〇一一年二月九日（水）

午後一時三〇分～四時

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、弁護団報告会終了後、浦和駅西口で宣伝をお願いします。

\*時間は午後五時半まで予定



11月29日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

**原告弁護士の質問**

「この世帯の生活は、前の面接時（05年3月）と比べてどうなっていると感じたか」

**証人**「そのときはどう感じたか記憶にない」

**原告弁護士**

「この世帯構成での最低生活費を満たしているのか」

**証人**「当時の記憶はなく、今もこの情報では判断できない」

**原告弁護士**「最低生活費の算定はしなかったのか」

のか」

**証人**「記憶になく、調べたかどうかわからない」

**原告弁護士**「生活保護が必要かどうかの判断はしたか」

**原告弁護士**

「申請の意思確認はしたのか」

**証人**「したと思う」

**原告弁護士**「面接記録には意思確認の記載がないが」

**証人**「意思確認については毎回書いておらず、申請意思が示されれば書く」

**原告弁護士**「査察指導員、他の指導員と相談」という記載があるが

**証人**「査察指導員、他の指導員と必ず相談することになってはいたが、具体的に何を相談したかは、覚えていない」

**原告弁護士**「どのようなことを生活保護申請の意思表示とみなすのか」

**証人**「生活保護を申請したい」「生活保護の用紙が欲しい」と言われれば申請の意思表示と見なし、「生活保護をお願いしたい」といわれれば聞き返す

**原告弁護士**「生活保護の申請を促すのか」

**証人**「制度をよく説明する」

**原告弁護士**「生活保護の申請を促すのはどんな場合か」

**証人**「ホームレスの方などに勧める」

**原告弁護士**

「明らかに生命の危険がないと勧めないのか」

**証人**「ケースバイケース」

**原告弁護士**

「この日は原告本人が申請すると言ったのか」

**二人目証人**

**原告弁護士**「申請意思が明確だと判断した」

**原告弁護士**「すぐに申請書を書いてもらったのか」

**証人**「すぐではなく事情を伺ってからだ」

**原告弁護士**「面接記録に前回（05年11月）と状況に変わりなし」と書かれているが

**証人**「夫の入院、家賃滞納、妻の未就労、長女の仕送り、長男の就労など同様と確認した」

**原告弁護士**「前回面接時（05年11月）の状況は生活保護は必要ない状況だと思っただか」

**証人**「自分のとき（06年6月）は厳しい状態だと思った」

**原告弁護士**「最低生活費の検討はしていたか」

**証人**「表があったので検討はついた」

**原告弁護士**「申請受理は福祉事務所の決定を受けるのが一般的なのか」

**証人**「個人ではなく、機関として決定する」

**原告弁護士**「稼働能力の活用が不十分だという話題は出たか」

**証人**「記憶していない」

**原告弁護士**「親族の援助が不十分だという話題は出たか」

**証人**「記憶していない」

**原告弁護士**「生活保護の必要性、受理については、機関として決定するのか」

**証人**「そういう仕組みになっており、個人ではなく機関として決定した」

**裁判官の尋問**「協議はいつも行うのか」

**証人**「必ずやっていた」

**裁判官の尋問**「他のワーカー」として協議に加わることはあったか

**証人**「あった」

**原告弁護士の再尋問**「協議した人たちは弁護士が同伴していることを前提としていたか」

**証人**「そうだと思う」

**証人**「尋問からの問題点」

署名は、埼玉社保協のホームページから <http://www.shahokyo.org/> にアクセスを。各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。署名を「支援する会」までお寄せください。

① 三郷市が保護申請受理（06年6月）をする以前から、原告の生活は同様な状況であった。  
② 弁護士の同行が、「申請受理」に影響。  
③ 「申請」を協議する機関が組織的であった。  
以上、三郷市生活保護行政の問題点が明らかになってきました。次回傍聴をよろしくお願ひします。